

(対象となる事故例)

●正課で化学の実験中、間違えて薬品を混ぜ、爆発事故を起こしてしまい、クラスメイトに火傷を負わせてしまった。
(A、Cコース対象)



●学園祭で、焼鳥屋の模擬店を出店したが食中毒事故を出してしまい、5人が入院してしまった。
(A、Cコース対象)



●正課でのインターンシップ活動中、派遣先の機械を使用し、誤って壊してしまった。
(A、B、Cコース対象)



(注2)

●授業を受けるため自転車で通学中、自転車のハンドルが歩行者の鞆に引っ掛かり、歩行者が転倒。歩行者にけがをさせてしまった。
(A、Cコース対象)



(注2) コンピュータ内のデータ、ソフトウェア、プログラム等の損壊による損害は付帯賠償の対象とはなりません。

本校で実際に起こった事故例

- ①正課の実験中に計測機器を壊してしまった。
→修理代(約50万円)の全額が保険金として支払われた。
- ②卒業研究の実験中に実験器具を落として割ってしまった。
→実験器具の弁償費用(約2万6千円)が保険金として支払われた。
- ③正課の通学中に大学の入り口のゲートバーにぶつかり、破損してしまった。
→修理代(約3万5千円)の全額が保険金として支払われた。
- ④正課の通学中に自転車で直進していたところ右折してきた車と衝突した。
→車の修理代等(約9万円)が保険金として支払われた。
- ⑤正課の通学中に自転車同士で接触し、相手にけがをさせた。
→相手の治療費と自転車の修理代等(約2万7千円)が保険金として支払われた。

※上記の事故例は **Aコース** (医療関連学部等は **Cコース**) に加入していた場合の例です。

正課中やその往復での事故は**Bコースの補償対象外**となりますので、ご注意ください。

【よくある質問】

Q	学生が大学を通さず個人で申し込んだインターンシップは補償されますか？
A	補償の対象となりません。個人で申し込んだインターンシップを補償する学研災付帯学生総合保険についてはホームページで紹介しています。
Q	部活やサークル活動中の事故は補償されますか？
A	学研災では対象となりますが、学研災付帯賠償責任保険では基本的に補償の対象となりません。インターンシップ・ボランティア活動を実施することを目的として組織され、大学の学内学生団体としての承認を受けた団体の管理下の活動のみ対象となります。